

面 生 新

水俣病裁判は訴訟

派の訴状提出で、い

よいよ幕を開いた。

昭和二十八年の死生
いらい十七年目、チ
ッソ会社と、原告の

間で争われていた補

償問題を、法廷で決着つけようと
いうわけである▼原告は水俣病患
者家庭互助会の訴訟派二十八世
帯、百十二人である。慰謝料の総
額六千四百万円。死者八百万円。
配当者四百万円。親と子各三百万
円。カネで買われた人間の命。こ
れを高いとみるか、安いとみる
か。立場によつて見解も異なつて
くるだろう▼これで富山の「イタ
イタイ病」四日市の「四日市ゼ
ンソク」新潟の「第二水俣病」に
次いで、わが国の四つの公害裁判
が出そろった。気になるのはこの
裁判の結果がいつ出るかというこ
とだが、公害の原因がはつきりし
ているだけに、比較的に早く解決
するだろうと、関係者はみている
▼裁判を取り巻く世間の目は、必
ずしも暖かいものではないよう
だ。「水俣病患者は金の卵だ」と
いうわけか。また裁判で騒ぎ
を起す」という中傷。さては
「このままではチッソがつぶれ
る」という企業大事の市民など▼
周知のように患者家庭互助会は、
調停をめぐって二つに意見が割れ
た。六十四世帯は厚生省に一任、い
ま補償処理委の補償額提示を待つ
ている。選んだ道は異なつても、
病の痛みは変わらない。そして生
活を守るといふ願ひは一つである
▼なぜ裁判の道を選んだのか。訴
訟派の一人がこんなことを言つて
いた。「訴訟の目的は補償金を多
くをとるということだけではありません。
せん。私たちは悲惨な公害をこの
社会からなくするため、会社や国
の責任を徹底的に追及します」▼
波静かな不知火海で、漁を生業と
した人々に突然訪れた死。これに
続く苦もんと孤絶。彼らは人間の
原点に立ちかえり、人間としての
復権を迫っているように思える。
それは怒りであり、祈りでもある
▼人間の命が一体どのような意
味を持つか。企業の責任はどうか
らねばならぬか。そして人間の倫
理はどう打ち立てられねばならぬ
か。調停と裁判の成り行きは、社
会にはつきりした回答を与えてく
れるであろう。